

財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準 新旧対照表

現 行	改 訂 後
<p>財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準</p>	<p>財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準</p>
<p>I. 内部統制の基本的枠組み (略)</p> <p>1. 内部統制の定義</p> <p>内部統制とは、基本的に、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内の<u>すべての者</u>によって遂行されるプロセスをいい、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング（監視活動）及びIT（情報技術）への対応の6つの基本的要素から構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務の有効性及び効率性とは、事業活動の目的の達成のため、業務の有効性及び効率性を高めることをいう。 ○ 財務報告の信頼性とは、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することをいう。 ○ 事業活動に関わる法令等の遵守とは、事業活動に関わる法令その他の規範の遵守を促進することをいう。 	<p>I. 内部統制の基本的枠組み (略)</p> <p>1. 内部統制の定義</p> <p>内部統制とは、基本的に、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内の<u>全ての者</u>によって遂行されるプロセスをいい、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング（監視活動）及びIT（情報技術）への対応の6つの基本的要素から構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務の有効性及び効率性とは、事業活動の目的の達成のため、業務の有効性及び効率性を高めることをいう。 ○ 財務報告の信頼性とは、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することをいう。 ○ 事業活動に関わる法令等の遵守とは、事業活動に関わる法令その他の規範の遵守を促進することをいう。

現 行	改 訂 後
<p>○ 資産の保全とは、資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ることをいう。</p> <p>(注) 内部統制の目的はそれぞれに独立しているが、相互に関連している。</p> <p>内部統制の目的を達成するため、経営者は、内部統制の基本的要素が組み込まれたプロセスを整備し、そのプロセスを適切に運用していく必要がある。それぞれの目的を達成するには、<u>すべて</u>の基本的要素が有効に機能していることが必要であり、それぞれの基本的要素は、内部統制の目的の<u>すべて</u>に必要なことになるという関係にある。</p> <p>内部統制は、社内規程等に示されることにより具体化されて、組織内の<u>すべての</u>者がそれぞれの立場で理解し遂行することになる。また、内部統制の整備及び運用状況は、適切に記録及び保存される必要がある。</p> <p>なお、具体的に内部統制をどのように整備し、運用するかについては、個々の組織が置かれた環境や事業の特性等によって異なるものであり、一律に示すことはできないが、経営者をはじめとする組織内の<u>すべての</u>者が、ここに示した内部統制の機能と役割を効果的に達成し得るよう工夫していくべきものである。</p>	<p>○ 資産の保全とは、資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ることをいう。</p> <p>(注) 内部統制の目的はそれぞれに独立しているが、相互に関連している。</p> <p>内部統制の目的を達成するため、経営者は、内部統制の基本的要素が組み込まれたプロセスを整備し、そのプロセスを適切に運用していく必要がある。それぞれの目的を達成するには、<u>全て</u>の基本的要素が有効に機能していることが必要であり、それぞれの基本的要素は、内部統制の目的の<u>全て</u>に必要なことになるという関係にある。</p> <p>内部統制は、社内規程等に示されることにより具体化されて、組織内の<u>全ての</u>者がそれぞれの立場で理解し遂行することになる。また、内部統制の整備及び運用状況は、適切に記録及び保存される必要がある。</p> <p>なお、具体的に内部統制をどのように整備し、運用するかについては、個々の組織が置かれた環境や事業の特性等によって異なるものであり、一律に示すことはできないが、経営者をはじめとする組織内の<u>全ての</u>者が、ここに示した内部統制の機能と役割を効果的に達成し得るよう工夫していくべきものである。</p>
<p>2. 内部統制の基本的要素 (略)</p>	<p>2. 内部統制の基本的要素 (略)</p>

現 行

(1) 統制環境

統制環境とは、組織の気風を決定し、組織内のすべての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の基本的要素の基礎をなし、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びITへの対応に影響を及ぼす基盤をいう。

統制環境としては、例えば、次の事項が挙げられる。

- ① 誠実性及び倫理観
- ② 経営者の意向及び姿勢
- ③ 経営方針及び経営戦略
- ④ 取締役会及び監査役又は監査委員会の有する機能

- ⑤ 組織構造及び慣行
- ⑥ 権限及び職責
- ⑦ 人的資源に対する方針と管理

(注) 財務報告の信頼性に関しては、例えば、利益計上など財務報告に対する姿勢がどのようになっているか、また、取締役会及び監査役又は監査委員会が財務報告プロセスの合理性や内部統制システムの有効性に関して適切な監視を行っているか、さらに、財務報告プロセスや内部統制システムに関する組織的、人

改 訂 後

(1) 統制環境

統制環境とは、組織の気風を決定し、組織内の全ての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の基本的要素の基礎をなし、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びITへの対応に影響を及ぼす基盤をいう。

統制環境としては、例えば、次の事項が挙げられる。

- ① 誠実性及び倫理観
- ② 経営者の意向及び姿勢
- ③ 経営方針及び経営戦略
- ④ 取締役会及び監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）の有する機能

- ⑤ 組織構造及び慣行
- ⑥ 権限及び職責
- ⑦ 人的資源に対する方針と管理

(注) 財務報告の信頼性に関しては、例えば、利益計上など財務報告に対する姿勢がどのようになっているか、また、取締役会及び監査役等が財務報告プロセスの合理性や内部統制システムの有効性に関して適切な監視を行っているか、さらに、財務報告プロセスや内部統制システムに関する組織的、人的構成がどの

現 行	改 訂 後
<p>的構成がどのようになっているかが挙げられる。 (略)</p> <p>(3) 統制活動</p> <p>統制活動とは、経営者の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定める方針及び手続をいう。</p> <p>統制活動には、権限及び職責の付与、職務の分掌等の広範な方針及び手続が含まれる。このような方針及び手続は、業務のプロセスに組み込まれるべきものであり、組織内の<u>すべての</u>者において遂行されることにより機能するものである。</p> <p>(注) 財務報告の信頼性に関しては、財務報告の内容に影響を及ぼす可能性のある方針及び手続が、経営者の意向どおりに実行されていることを確保すべく、例えば、明確な職務の分掌、内部牽制、並びに継続記録の維持及び適時の実地検査等の物理的な資産管理の活動等を整備し、これを組織内の各レベルで適切に分析及び監視していくことが重要になる。</p> <p>(4) 情報と伝達</p> <p>情報と伝達とは、必要な情報が識別、把握及び処理され、組織内</p>	<p>ようになっているかが挙げられる。 (略)</p> <p>(3) 統制活動</p> <p>統制活動とは、経営者の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定める方針及び手続をいう。</p> <p>統制活動には、権限及び職責の付与、職務の分掌等の広範な方針及び手続が含まれる。このような方針及び手続は、業務のプロセスに組み込まれるべきものであり、組織内の<u>全ての</u>者において遂行されることにより機能するものである。</p> <p>(注) 財務報告の信頼性に関しては、財務報告の内容に影響を及ぼす可能性のある方針及び手続が、経営者の意向どおりに実行されていることを確保すべく、例えば、明確な職務の分掌、内部牽制、並びに継続記録の維持及び適時の実地検査等の物理的な資産管理の活動等を整備し、これを組織内の各レベルで適切に分析及び監視していくことが重要になる。</p> <p>(4) 情報と伝達</p> <p>情報と伝達とは、必要な情報が識別、把握及び処理され、組織内</p>

現 行

外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保することをいう。組織内のすべての者が各々の職務の遂行に必要とする情報は、適時かつ適切に、識別、把握、処理及び伝達されなければならない。また、必要な情報が伝達されるだけでなく、それが受け手に正しく理解され、その情報を必要とする組織内のすべての者に共有されることが重要である。

一般に、情報の識別、把握、処理及び伝達は、人的及び機械化された情報システムを通して行われる。

① 情報

組織内のすべての者は、組織目標を達成するため及び内部統制の目的を達成するため、適時かつ適切に各々の職務の遂行に必要な情報を識別し、情報の内容及び信頼性を十分に把握し、利用可能な形式に整えて処理することが求められる。

② 伝達

イ. 内部伝達

組織目標を達成するため及び内部統制の目的を達成するため、必要な情報が適時に組織内の適切な者に伝達される必要がある。経営者は、組織内における情報システムを通して、経営方針等を組織内のすべての者に伝達するとともに、重要な情報が、特に、組織の上層部に適時かつ適切に伝達される

改 訂 後

外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保することをいう。組織内の全ての者が各々の職務の遂行に必要とする情報は、適時かつ適切に、識別、把握、処理及び伝達されなければならない。また、必要な情報が伝達されるだけでなく、それが受け手に正しく理解され、その情報を必要とする組織内の全ての者に共有されることが重要である。

一般に、情報の識別、把握、処理及び伝達は、人的及び機械化された情報システムを通して行われる。

① 情報

組織内の全ての者は、組織目標を達成するため及び内部統制の目的を達成するため、適時かつ適切に各々の職務の遂行に必要な情報を識別し、情報の内容及び信頼性を十分に把握し、利用可能な形式に整えて処理することが求められる。

② 伝達

イ. 内部伝達

組織目標を達成するため及び内部統制の目的を達成するため、必要な情報が適時に組織内の適切な者に伝達される必要がある。経営者は、組織内における情報システムを通して、経営方針等を組織内の全ての者に伝達するとともに、重要な情報が、特に、組織の上層部に適時かつ適切に伝達される手

現 行	改 訂 後
<p style="text-align: center;">手段を確保する必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>(5) モニタリング</p> <p>(略)</p> <p>② 独立的評価</p> <p>独立的評価は、日常的モニタリングとは別個に、通常の業務から独立した視点で、定期的又は随時に行われる内部統制の評価であり、経営者、取締役会、監査役又は監査委員会、内部監査等を通じて実施されるものである。</p> <p>(略)</p> <p>④ 内部統制上の問題についての報告</p> <p>日常的モニタリング及び独立的評価により明らかになった内部統制上の問題に適切に対処するため、当該問題の程度に応じて組織内の適切な者に情報を報告する仕組みを整備することが必要である。この仕組みには、経営者、取締役会、監査役等に対する報告の手続が含まれる。</p> <p>(注) 財務報告の信頼性に関しては、例えば、日常的モニタリングとして、各業務部門において帳簿記録と実際の製造・在庫ないし販売数量等との照合を行うことや、定期的実施される棚卸手続において在庫の残高の正確性及び網羅性を関連業</p>	<p style="text-align: center;">段を確保する必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>(5) モニタリング</p> <p>(略)</p> <p>② 独立的評価</p> <p>独立的評価は、日常的モニタリングとは別個に、通常の業務から独立した視点で、定期的又は随時に行われる内部統制の評価であり、経営者、取締役会、監査役等、内部監査等を通じて実施されるものである。</p> <p>(略)</p> <p>④ 内部統制上の問題についての報告</p> <p>日常的モニタリング及び独立的評価により明らかになった内部統制上の問題に適切に対処するため、当該問題の程度に応じて組織内の適切な者に情報を報告する仕組みを整備することが必要である。この仕組みには、経営者、取締役会、監査役等に対する報告の手続が含まれる。</p> <p>(注) 財務報告の信頼性に関しては、例えば、日常的モニタリングとして、各業務部門において帳簿記録と実際の製造・在庫ないし販売数量等との照合を行うことや、定期的実施される棚卸手続において在庫の残高の正確性及び網羅性を関連業</p>

現 行	改 訂 後
<p>務担当者が監視することなどが挙げられる。また、独立的評価としては、企業内での監視機関である内部監査部門及び監査役ないし監査委員会等が、財務報告の一部ないし全体の信頼性を検証するために行う会計監査などが挙げられる。</p> <p>(略)</p>	<p>務担当者が監視することなどが挙げられる。また、独立的評価としては、企業内での監視機関である内部監査部門及び監査役等が、財務報告の一部ないし全体の信頼性を検証するために行う会計監査などが挙げられる。</p> <p>(略)</p>
<p>3. 内部統制の限界</p> <p>(略)</p>	<p>3. 内部統制の限界</p> <p>(略)</p>
<p>4. 内部統制に関係を有する者の役割と責任</p> <p>(1) 経営者</p> <p>経営者は、組織のすべての活動について最終的な責任を有しており、その一環として、取締役会が決定した基本方針に基づき内部統制を整備及び運用する役割と責任がある。</p> <p>経営者は、その責任を果たすための手段として、社内組織を通じて内部統制の整備及び運用（モニタリングを含む。）を行う。</p> <p>経営者は、組織内のいずれの者よりも、統制環境に係る諸要因及びその他の内部統制の基本的要素に影響を与える組織の気風の決定に大きな影響力を有している。</p> <p>(略)</p>	<p>4. 内部統制に関係を有する者の役割と責任</p> <p>(1) 経営者</p> <p>経営者は、組織の全ての活動について最終的な責任を有しており、その一環として、取締役会が決定した基本方針に基づき内部統制を整備及び運用する役割と責任がある。</p> <p>経営者は、その責任を果たすための手段として、社内組織を通じて内部統制の整備及び運用（モニタリングを含む。）を行う。</p> <p>経営者は、組織内のいずれの者よりも、統制環境に係る諸要因及びその他の内部統制の基本的要素に影響を与える組織の気風の決定に大きな影響力を有している。</p> <p>(略)</p>

現 行	改 訂 後
<p>(3) <u>監査役又は監査委員会</u></p> <p>監査役又は監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行に対する監査の一環として、独立した立場から、内部統制の整備及び運用状況を監視、検証する役割と責任を有している。</p> <p>(略)</p> <p>(5) <u>組織内のその他の者</u></p> <p>内部統制は、組織内の<u>すべての者</u>によって遂行されるプロセスであることから、上記以外の組織内のその他の者も、自らの業務との関連において、有効な内部統制の整備及び運用に一定の役割を担っている。</p>	<p>(3) <u>監査役等</u></p> <p>監査役等は、取締役及び執行役の職務の執行に対する監査の一環として、独立した立場から、内部統制の整備及び運用状況を監視、検証する役割と責任を有している。</p> <p>(略)</p> <p>(5) <u>組織内のその他の者</u></p> <p>内部統制は、組織内の<u>全ての者</u>によって遂行されるプロセスであることから、上記以外の組織内のその他の者も、自らの業務との関連において、有効な内部統制の整備及び運用に一定の役割を担っている。</p>
<p>II. 財務報告に係る内部統制の評価及び報告</p> <p>(略)</p>	<p>II. 財務報告に係る内部統制の評価及び報告</p> <p>(略)</p>
<p>III. 財務報告に係る内部統制の監査</p> <p>1. 財務諸表監査の監査人による内部統制監査の目的</p> <p>経営者による財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果に対する財務諸表監査の監査人による監査（以下「内部統制監査」という。）の目的は、経営者の作成した内部統制報告書が、一般に公正妥当と認め</p>	<p>III. 財務報告に係る内部統制の監査</p> <p>1. 財務諸表監査の監査人による内部統制監査の目的</p> <p>経営者による財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果に対する財務諸表監査の監査人による監査（以下「内部統制監査」という。）の目的は、経営者の作成した内部統制報告書が、一般に公正妥当と認め</p>

現 行	改 訂 後
<p>られる内部統制の評価の基準に準拠して、内部統制の有効性の評価結果を<u>すべての重要な点</u>において適正に表示しているかどうかについて、監査人自らが入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。</p> <p>なお、内部統制報告書に対する意見は、内部統制の評価に関する監査報告書（以下「内部統制監査報告書」という。）により表明する。</p> <p>内部統制報告書が適正である旨の監査人の意見は、内部統制報告書には、重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる。</p> <p>合理的な保証とは、監査人が意見を表明するために十分かつ適切な証拠を入手したことを意味している。</p>	<p>られる内部統制の評価の基準に準拠して、内部統制の有効性の評価結果を<u>全ての重要な点</u>において適正に表示しているかどうかについて、監査人自らが入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。</p> <p>なお、内部統制報告書に対する意見は、内部統制の評価に関する監査報告書（以下「内部統制監査報告書」という。）により表明する。</p> <p>内部統制報告書が適正である旨の監査人の意見は、内部統制報告書には、重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる。</p> <p>合理的な保証とは、監査人が意見を表明するために十分かつ適切な証拠を入手したことを意味している。</p>
<p>2. 内部統制監査と財務諸表監査の関係 (略)</p>	<p>2. 内部統制監査と財務諸表監査の関係 (略)</p>
<p>3. 内部統制監査の実施 (略)</p> <p>(3) 全社的な内部統制の評価の検討</p> <p>監査人は、経営者による全社的な内部統制の評価の妥当性について検討する。監査人は、この検討に当たって、取締役会、監査役又は監査委員会、内部監査等、経営レベルにおける内部統制の整備及</p>	<p>3. 内部統制監査の実施 (略)</p> <p>(3) 全社的な内部統制の評価の検討</p> <p>監査人は、経営者による全社的な内部統制の評価の妥当性について検討する。監査人は、この検討に当たって、取締役会、監査役等、内部監査等、経営レベルにおける内部統制の整備及び運用状況につ</p>

現 行	改 訂 後
<p>び運用状況について十分に考慮しなければならない。 (略)</p> <p>(5) 内部統制の開示すべき重要な不備等の報告と是正</p> <p>監査人は、内部統制監査の実施において内部統制の開示すべき重要な不備を発見した場合には、経営者に報告して是正を求めるとともに、当該開示すべき重要な不備の是正状況を適時に検討しなければならない。また、監査人は、当該開示すべき重要な不備の内容及びその是正結果を取締役会及び監査役又は監査委員会に報告しなければならない。</p> <p>監査人は、内部統制の不備を発見した場合も、適切な者に報告しなければならない。</p> <p>監査人は、内部統制監査の結果について、経営者、取締役会及び監査役又は監査委員会に報告しなければならない。</p> <p>(注) 監査人は、内部統制監査の過程で発見された内部統制の開示すべき重要な不備については、会社法監査の終了日までに、経営者、取締役会及び監査役又は監査委員会に報告することが必要になると考えられる。</p> <p>(6) 不正等の報告</p>	<p>いて十分に考慮しなければならない。 (略)</p> <p>(5) 内部統制の開示すべき重要な不備等の報告と是正</p> <p>監査人は、内部統制監査の実施において内部統制の開示すべき重要な不備を発見した場合には、経営者に報告して是正を求めるとともに、当該開示すべき重要な不備の是正状況を適時に検討しなければならない。また、監査人は、当該開示すべき重要な不備の内容及びその是正結果を取締役会及び監査役等に報告しなければならない。</p> <p>監査人は、内部統制の不備を発見した場合も、適切な者に報告しなければならない。</p> <p>監査人は、内部統制監査の結果について、経営者、取締役会及び監査役等に報告しなければならない。</p> <p>(注) 監査人は、内部統制監査の過程で発見された内部統制の開示すべき重要な不備については、会社法監査の終了日までに、経営者、取締役会及び監査役等に報告することが必要になると考えられる。</p> <p>(6) 不正等の報告</p>

現 行	改 訂 後
<p>監査人は、内部統制監査の実施において不正又は法令に違反する重大な事実を発見した場合には、経営者、取締役会及び監査役又は監査委員会に報告して適切な対応を求めるとともに、内部統制の有効性に及ぼす影響の程度について検討しなければならない。</p> <p>(7) <u>監査役又は監査委員会との連携</u></p> <p>監査人は、効果的かつ効率的な監査を実施するために、監査役又は監査委員会との連携の範囲及び程度を決定しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>監査人は、内部統制監査の実施において不正又は法令に違反する重大な事実を発見した場合には、経営者、取締役会及び監査役等に報告して適切な対応を求めるとともに、内部統制の有効性に及ぼす影響の程度について検討しなければならない。</p> <p>(7) <u>監査役等との連携</u></p> <p>監査人は、効果的かつ効率的な監査を実施するために、監査役等との連携の範囲及び程度を決定しなければならない。</p> <p>(略)</p>
<p>4. 監査人の報告</p> <p>(1) 意見の表明</p> <p>監査人は、経営者の作成した内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠し、財務報告に係る内部統制の評価について、<u>すべての</u>重要な点において適正に表示しているかどうかについて、内部統制監査報告書により意見を表明するものとする。なお、当該意見は、期末日における財務報告に係る内部統制の有効性の評価について表明されるものとする。</p> <p>(注) 期末日までに開示すべき重要な不備が是正されている場合には、適正意見が表明される。また、期末日後に開示すべき</p>	<p>4. 監査人の報告</p> <p>(1) 意見の表明</p> <p>監査人は、経営者の作成した内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠し、財務報告に係る内部統制の評価について、<u>全ての</u>重要な点において適正に表示しているかどうかについて、内部統制監査報告書により意見を表明するものとする。なお、当該意見は、期末日における財務報告に係る内部統制の有効性の評価について表明されるものとする。</p> <p>(注) 期末日までに開示すべき重要な不備が是正されている場合には、適正意見が表明される。また、期末日後に開示すべき</p>

現 行	改 訂 後
<p>重要な不備が是正された場合には、内部統制監査報告書に追記情報として記載する。</p> <p>(2) 内部統制監査報告書の記載区分</p> <p>① 監査人は、内部統制監査報告書に、<u>内部統制監査の対象、経営者の責任、監査人の責任、監査人の意見</u>を明瞭かつ簡潔にそれぞれ区分をした上で、記載しなければならない。ただし、意見を表明しない場合には、その旨を内部統制監査報告書に記載しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 内部統制監査報告書の記載事項</p> <p>監査人は、経営者の作成した内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠し、財務報告に係る内部統制の評価について、<u>すべての重要な点</u>において適正に表示していると認められると判断したときは、その旨の意見（この場合の意見を「無限定適正意見」という。）を表明しなければならない。</p> <p>なお、監査人は、内部統制報告書において、経営者が財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備の内容及びそれが是正されない理由を記載している場合において、当該記載が適正であると判</p>	<p>重要な不備が是正された場合には、内部統制監査報告書に追記情報として記載する。</p> <p>(2) 内部統制監査報告書の記載区分</p> <p>① 監査人は、内部統制監査報告書に、<u>監査人の意見、意見の根拠、経営者及び監査役等の責任並びに監査人の責任</u>を明瞭かつ簡潔にそれぞれ区分をした上で、記載しなければならない。ただし、意見を表明しない場合には、その旨を内部統制監査報告書に記載しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 内部統制監査報告書の記載事項</p> <p>監査人は、経営者の作成した内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠し、財務報告に係る内部統制の評価について、<u>全ての重要な点</u>において適正に表示していると認められると判断したときは、その旨の意見（この場合の意見を「無限定適正意見」という。）を表明しなければならない。</p> <p>なお、監査人は、内部統制報告書において、経営者が財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備の内容及びそれが是正されない理由を記載している場合において、当該記載が適正であると判</p>

現 行	改 訂 後
<p>断して意見を表明する場合には、当該開示すべき重要な不備がある旨及び当該開示すべき重要な不備が財務諸表監査に及ぼす影響を内部統制監査報告書に追記しなければならない。</p> <p>監査人は、無限定適正意見を表明する場合には、内部統制監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>① <u>内部統制監査の対象</u> 内部統制監査の範囲 (新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>② <u>経営者の責任</u></p>	<p>断して意見を表明する場合には、当該開示すべき重要な不備がある旨及び当該開示すべき重要な不備が財務諸表監査に及ぼす影響を内部統制監査報告書に追記しなければならない。</p> <p>監査人は、無限定適正意見を表明する場合には、内部統制監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>① <u>監査人の意見</u> イ. <u>内部統制監査の範囲</u> ロ. <u>内部統制報告書における経営者の評価結果</u> ハ. <u>内部統制報告書が一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠し、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示していると認められること</u></p> <p>② <u>意見の根拠</u> イ. <u>内部統制監査に当たって、監査人が一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して監査を実施したこと</u> ロ. <u>内部統制監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること</u></p> <p>③ <u>経営者及び監査役等の責任</u></p>

現 行	改 訂 後
<p>イ. 財務報告に係る内部統制の整備及び運用並びに内部統制報告書の作成の責任は<u>経営者</u>にあること (新設)</p> <p>ロ. <u>内部統制の固有の限界</u></p> <p>③ 監査人の責任</p> <p>イ. 内部統制監査を実施した監査人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにあること</p> <p>ロ. <u>内部統制監査に当たって、監査人が一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して監査を実施したこと</u></p> <p>ハ. 財務報告に係る内部統制監査の基準は監査人に内部統制報告書には重要な虚偽表示がないことについて、合理的な保証を得ることを求めていること</p> <p>ニ. 内部統制監査は、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関して監査証拠を得るための手続を含むこと</p> <p>ホ. 内部統制監査は、経営者が決定した評価範囲、評価手続及び評価結果を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討していること</p> <p>ヘ. 内部統制監査の監査手続の選択及び適用は、監査人の判断</p>	<p>イ. <u>経営者</u>には、財務報告に係る内部統制の整備及び運用並びに内部統制報告書の作成の責任があること</p> <p>ロ. <u>監査役等</u>には、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証する責任があること</p> <p>ハ. <u>内部統制の固有の限界</u></p> <p>④ 監査人の責任</p> <p>イ. 内部統制監査を実施した監査人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにあること (削除)</p> <p>ロ. 財務報告に係る内部統制監査の基準は監査人に内部統制報告書には重要な虚偽表示がないことについて、合理的な保証を得ることを求めていること</p> <p>ハ. 内部統制監査は、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関して監査証拠を得るための手続を含むこと</p> <p>ニ. 内部統制監査は、経営者が決定した評価範囲、評価手続及び評価結果を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討していること</p> <p>ホ. 内部統制監査の監査手続の選択及び適用は、監査人の判断</p>

現 行	改 訂 後
<p>によること</p> <p><u>ト. 内部統制監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること</u></p> <p>④ 監査人の意見</p> <p>イ. <u>内部統制報告書における経営者の評価結果</u></p> <p>ロ. <u>内部統制報告書が一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠し、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示していると認められること</u></p> <p>(4) 意見に関する除外</p> <p>① 監査人は、内部統制報告書において、経営者が決定した評価範囲、評価手続、及び評価結果に関して不適切なものがあり、その影響が無限定適正意見を表明することができない程度に重要ではあるものの、内部統制報告書を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、<u>別に区分を設けて、除外した不適切な事項及び財務諸表監査に及ぼす影響を記載しなければならない。</u></p> <p>② 監査人は、内部統制報告書において、経営者が決定した評価範</p>	<p>によること</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(4) 意見に関する除外</p> <p>① 監査人は、内部統制報告書において、経営者が決定した評価範囲、評価手続、及び評価結果に関して不適切なものがあり、その影響が無限定適正意見を表明することができない程度に重要ではあるものの、内部統制報告書を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、<u>意見の根拠の区分に、除外した不適切な事項及び財務諸表監査に及ぼす影響を記載しなければならない。</u></p> <p>② 監査人は、内部統制報告書において、経営者が決定した評価範</p>

現 行	改 訂 後
<p>困、評価手続、及び評価結果に関して不適切なものがあり、その影響が内部統制報告書全体として虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断した場合には、内部統制報告書が不適正である旨の意見を表明しなければならない。この場合には、<u>別に区分を設けて、内部統制報告書が不適正である旨及びその理由、並びに財務諸表監査に及ぼす影響を記載しなければならない。</u></p> <p>(5) 監査範囲の制約</p> <p>① 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったこと等により、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が内部統制報告書全体に対する意見表明ができないほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、<u>別に区分を設けて、実施できなかった監査手続等及び財務諸表監査に及ぼす影響について記載しなければならない。</u></p> <p>(略)</p>	<p>困、評価手続、及び評価結果に関して不適切なものがあり、その影響が内部統制報告書全体として虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断した場合には、内部統制報告書が不適正である旨の意見を表明しなければならない。この場合には、<u>意見の根拠の区分に、内部統制報告書が不適正であるとした理由及び財務諸表監査に及ぼす影響を記載しなければならない。</u></p> <p>(5) 監査範囲の制約</p> <p>① 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったこと等により、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が内部統制報告書全体に対する意見表明ができないほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、<u>意見の根拠の区分に、実施できなかった監査手続等及び財務諸表監査に及ぼす影響について記載しなければならない。</u></p> <p>(略)</p>